

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校政策課</p> <p>担当者名 安崎輝彦</p> <p>電話番号 三一二〇</p>
<p>制定理由 徳島県立つるぎ高等学校の設置、徳島県立盲学校の名称変更並びに徳島県立聾学校の名称及び位置変更に伴う所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立つるぎ高等学校に設置する学科について定めることとした。 二 徳島県立盲学校の名称を徳島県立徳島視覚支援学校に変更することとした。 三 徳島県立聾学校の名称を徳島県立徳島聴覚支援学校に、位置を徳島市南二軒屋町二丁目に変更することとした。 四 この規則は、平成二十六年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置 関係法規 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 紘子

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県立美馬商業高等学校の項を削り、同表徳島県立貞光工業高等学校の項を次のように改める。

徳島県立つるぎ高等学校		工業		美馬郡つるぎ町
商業	工業	電機科	機械科	
徳島市南二軒屋町二		地域ビジネス科	建設科	

別表第四徳島県立盲学校の項中

徳島県立盲学校

を

徳島県立徳島視覚

支援学校

に改め、同表徳島県立聾学校の項中

徳島県立聾学校

を

徳

島県立徳島聴覚支援学校

に、

徳島市中徳島町二丁目

を

徳島市南二軒屋町二

丁目
に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 平成二十六年三月三十一日に徳島県立美馬商業高等学校又は徳島県立貞光工業高等学校に在籍する生徒は、第三十条の規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立つるぎ高等学校の校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科及び学年に転学するものとする。

(改正案)

別表第一(第三条関係)

高等学校全日制の課程

学校名	学科及び類名	所在地
-----	--------	-----

(略)

徳島県立 つるぎ高 等学校	工業 電気科 機械科 建設科	商業 商業科 地域ビジネス科	美馬郡つるぎ町
---------------------	-------------------------	----------------------	---------

別表第四(第三条関係)

特別支援学校

学校名	部及び 学科名	対象とする 障害種別	所在地
徳島県立徳島視 覚支援学校	(略)	視覚障害	徳島市南二 軒屋町二丁 目
徳島県立徳島聴 覚支援学校	(略)	聴覚障害	徳島市南二 軒屋町二丁 目

(略)

(現行)

別表第一(第三条関係)

高等学校全日制の課程

学校名	学科及び類名	所在地
-----	--------	-----

(略)

徳島県立 美馬商業 高等学校	商業 商業科	徳島県立 貞光工業 高等学校	工業 電気科 機械科 建設科	美馬市美馬町
----------------------	-----------	----------------------	-------------------------	--------

別表第四(第三条関係)

特別支援学校

学校名	部及び 学科名	対象とする 障害種別	所在地
徳島県立盲学校	(略)	視覚障害	徳島市南二 軒屋町二丁 目
徳島県立聾学校	(略)	聴覚障害	徳島市中徳 島町二丁目

(略)

徳島県立学校規則の一部改正について

教育委員会学校政策課

1 徳島県立つるぎ高等学校について

本県では、少子高齢化、高度情報化、グローバル化等の社会環境の変化並びに生徒及び保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るために高等学校の再編整備等を進めており、美馬市・つるぎ町地域においては、徳島県立美馬商業高等学校及び徳島県立貞光工業高等学校を再編統合し、新たに「徳島県立つるぎ高等学校」を平成26年度に開校することとしている。

新高校においては、工業科及び商業科を設置し、両校が培ってきた工業教育及び商業教育を継承し、工業科・商業科併設のメリットを生かした教育を行うとともに、まちづくりの観点からの教育を加え、地域の発展に貢献する人材を育成する。

学科については、工業科には、「電気科」、「機械科」及び「建設科」の3学科を、商業科には、「商業科」及び「地域ビジネス科」の2学科を設置する。

なお、統合校の位置は、美馬郡つるぎ町（現在の貞光工業の敷地）とする。

2 徳島県立徳島視覚支援学校及び徳島県立徳島聴覚支援学校について

徳島県立盲学校及び徳島県立聾学校については、両校とも校舎の老朽化が著しく、また、障害の重度重複化に対応した施設の整備を早急に行う必要があることから、徳島市南二軒屋町二丁目（現在の盲学校の敷地）に両校を併置する形で改築・移転し、平成26年度から新校舎での教育を開始することとしている。

両校においては、幼児、児童、生徒及び保護者の交流並びに教員の連携及び協働等、併置のメリットを生かした学校づくりを進める。

なお、改築・移転に併せ、両校の名称を「徳島県立徳島視覚支援学校」及び「徳島県立徳島聴覚支援学校」に変更する。

3 施行期日

平成26年4月1日